

死亡した場合に第三條に規定する割合で依願退職手當が貰へる事になりました。
死した場合は公傷で退職する場合とか又は會社の事業上の都合で解雇せられた場合は三年未満の勤続者でも退職手當が貰へる事は従前と變りはありません。
是等の規則は次の通りであります計算方法が解りにくい様でありますから例を擧げて説明しておきます。

### 退職手當の計算方法

#### 一、大體の方法

退職手當の出し方は一口に申しますと

「入社以來の賃金總取高に第二號表の退職手當給與率を乗じて出すのです」

例へば滿十年勤続して入社以來の賃金總取高が五千圓の者としますと

第二號表に依れば勤続滿十年以上十一年迄の者の退職手當給與率は百分の百三十とありますから五千圓に  $\frac{130}{100}$  を掛けたる額

$$5,000圓 \times \frac{130}{100} = 6,500圓$$

即ち六百五十圓貰へるのであります

若し此の人が自分の都合に依る依願退職の許可を受けた者としますと勤続滿十年の者は第三條の第六に當りますから六百五十圓に百分の九十(即ち九割)を掛けたる額

$$650圓 \times \frac{90}{100} = 585圓$$

即ち五百八十五圓貰へるのであります

つまり依願退職の場合(第一條の第五に當るもの)には普通の退職手當に對し第三條に定めてある割合を貰へるのであります

#### 二、第一號表の説明

前に説明しました様に退職手當は賃金總取高に第二號表の率を乗じて算出するのでありますが大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り賃金總取高を大正七年十二月二十日迄の分とそれ以後の分とに區別して大正七年十二月二十日迄の取高には入社した年に應じて第一號表の係数を掛けるのです

例へば明治四十四年に入社して滿十年勤続した者で入社以來の賃金總取高が

大正七年十二月二十日迄の取高 參千五百圓

大正七年十二月二十日以後の取高 千五百圓

合計 五 千 圓

と假定しますと大正七年十二月二十日迄の取高參千五百圓には第一號表の「乙」を掛けて

$$3,500圓 \times 1.46 = 5,110圓$$

即ち參千五百圓を五千圓掛圓と勘定します

此の五千圓掛圓に大正七年十二月二十日以後の取高千五百圓を加へて此の人の取高と見るのです

$$5,110圓 + 1,500圓 = 6,610圓$$

即ち實際の賃金總取高は五千圓でありますが退職手當を計算する場合には六千六百拾圓を其の人の取高と見て之れを基として第二號表の率を掛けて退職手當を出すのです(念の爲此の人の退職手當を出して見ますと此の六千六百拾圓に第二號表の  $\frac{130}{100}$  を掛けて

$$6,610圓 \times \frac{130}{100} = 8,593圓$$

八百五拾九圓參拾錢(實際支給する場合)には參拾錢を切上げて八百六拾圓と見るのです

(ロ) 依願退職の場合とすると八百五拾九圓參拾錢に第三條の第六の  $\frac{90}{100}$  を掛けて

$$8,593圓 \times \frac{90}{100} = 7,734圓$$

七百七拾參圓參拾七錢(實際支給する場合)には參拾七錢を切り上げて七百七拾四圓)となるのです

つまり大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り大正七年十二月二十日以前の賃金總取高には第一號表の係数を掛ける事丈が違つてゐて其他は變りはありません

#### 三、第三號表の説明

是れは一口に云へば勤続年数も少なく入社以來の賃金總取高も少ない人の爲に設けてある規定であります

つまり第三號表に依つて計算した額と前に説明した方法に依つて計算した額とを比較して多い方を上げると云ふ規定なのです

甲例へば日給壹圓勤続滿六ヶ月入社以來の賃金總取高貳百圓の人が死亡したと假定しますと

(イ) 前に述べた方法に依つて計算すれば貳百圓に第二號表の給與率即ち千分の八十を掛ければ

$$200圓 \times \frac{80}{1000} = 16圓$$

此の人の退職手當は拾六圓となります

(ロ) 第三號表に依つて計算すれば

勤続滿六ヶ月以上一年迄の者は

と假定しますと  
(イ) 前に述べた方法に依つて  
五を掛ければ  
 $2,000圓 \times \frac{5}{100}$

此の人の退職手當は百九  
(ロ) 第三號表に依つて計算す  
此人が獨身者又は女子で  
の妻帯者とするれば日給百  
此場合にはイとロと比較しま  
から此の人の退職手當は多い

### 旭硝子株式會社

第一條 本會社ノ定備職工ニシテ左

族ニ退職手當ヲ給與ス

一、當會社ハ事業上ノ都合ニ因

二、死亡シタルトキ、

三、自己ノ重大ナル過失ニ因ラ

許可シタルトキ、

四、滿三年以上當會社ニ勤続シ

可シタルトキ、

五、滿三年以上當會社ニ勤続シ

認テ退職ヲ許シタルトキ、

第二條 前條第一號乃至第四號ノ規

第三號ニ定ムル金額ヲ下ルコト

一、大正七年十二月二十日以前

入ノ日ヨリ大正七年十二月

號ニ定ムル係數ヲ乘シ之ニ大

ニ對シ更ニ勤続年月數ニ應ジ

二、大正七年十二月二十日以後

入ノ日ヨリ解僱又ハ退職當時

定ムル退職手當給與率ヲ乘シテ

第三條 第一條第五號ノ規定ニ依ル

區別ノ依ル割合ヲ乘シタル金額

一、勤続期間滿三年以上五年未

二、勤続期間滿五年以上六年未

三、勤続期間滿六年以上七年未

四、勤続期間滿七年以上八年未

五、勤続期間滿八年以上十年未

六、勤続期間滿十年以上十五年

七、勤続期間滿十五年以上ノト

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者

一、許可ナクシテ自ら退職シタル

二、退職手當ノ給與ヲ受ケムカ

三、業務ニ忠實ナラヌ又ハ不都

四、他人ヲ煽動シ又ハ虚偽ノ風

又ハハ加ヘムトシ解僱セラレ

五、當會社ノ職工規則職工服務

六、違法犯罪等罰則又ハ暴擧ニ參

第五條 在職中ニ當會社ノ懲戒處分

當ノ給與額ヲ二分ノ一迄ニ減ス

第六條 勤続期間ハ當會社ノ定備職

休職又ハ停職中ノ期間及引續キ

控除ス但自己ノ重大ナル過失ニ

此限ニ在ラス

第七條 賃金總取高ハ日給工賃獎勵金

トス

第八條 死亡者ノ遺族ニ給與スル退

ル最近親ト認ムル者ニ給與スル

第九條 退職手當計算ノ結果生スル

ノトス

第十條 特ニ功勞アリタル者ニ對シテ

ニ別途ノ給與ヲ爲スコトアルヘ

第十一條 本則ニ關スル當會社ノ認

第十二條 解僱又ハ退職後當會社ノ

當ノ給與ニ關シ當會社ハ其實ニ